協力型臨床研修病院の新規指定について

資料６

１　新規指定の取扱い

○　臨床研修を開始する年度の前々年度の10月31日まで（令和5年度から開始する場合、令和3年10月31日まで）に、基幹型臨床研修病院が、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の書類を含めた必要書類をとりまとめの上、都道府県に申請する。
○　都道府県は書類審査により指定要件の充足状況を確認し、地域医療対策協議会で新規指定の可否を審議する。

協力型臨床研修病院の指定基準
○　医療法施行規則に規定する員数の医師を有する　○　臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有している
○　適切な指導体制を有している　○　研修医に対する適切な処遇を確保している
○　医療に関する安全管理のための体制を確保している　等

２　令和３年度 申請状況

１　申請病院
基幹型臨床研修病院：立川相互病院　（住所）立川市緑町４－１
≪新規協力型指定申請≫：**あきしま相互病院**（住所）昭島市もくせいの杜２－２－１

２　立川相互病院を基幹型とする病院群であきしま相互病院が臨床研修を実施する分野
【必修科目】地域医療、【選択科目】内科・リハビリテーション科

３　協力型臨床研修病院の指定を受ける日
令和５年４月１日(令和５年度プログラムから開始)

４　協力型臨床研修病院の指定基準の充足状況
全ての指定基準を充足している

・医師数(常勤換算)　2.93人（医療法による医師の標準員数　2名）
・臨床研修に必要な図書、雑誌あり、インターネットが利用できる環境あり
・研修実施責任者、指導医の配置あり　・病歴管理体制、医療安全管理体制の確保あり　等

指定要件を充足しており、立川相互病院を基幹型とする病院群の協力型として臨床研修を実施することに問題がないため、あきしま相互病院を協力型臨床研修病院として新規指定してはどうか。